

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 賦課徴収</p> <p> 第 1 節 普通税</p> <p> 第 1 款 県民税 (第12条 <u>第17条の 9</u>)</p> <p> 第 2 款 事業税 (第18条 <u>第18条の 5 の 2</u>)</p> <p> 第 3 款 ~ 第11款 省略</p> <p> 第 2 節 省略</p> <p>第 3 章 ~ 第 5 章 省略</p> <p>附則</p> <p>(納税地)</p> <p>第 4 条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地</p> <p>法人若しくは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (以下県民税について「法人等」という。) にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設 (以下県民税について「寮等」という。) の所在地 (納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を 2 以上有する場合には、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地)</p> <p>利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第 8 項に規定する営業所等 (以下県民税について「営業所等」という。) の所在地</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月31日 条例第21号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 省略</p> <p>第 2 章 賦課徴収</p> <p> 第 1 節 普通税</p> <p> 第 1 款 県民税 (第12条 <u>第17条の 5</u>)</p> <p> 第 2 款 事業税 (第18条 <u>第18条の 5</u>)</p> <p> 第 3 款 ~ 第11款 省略</p> <p> 第 2 節 省略</p> <p>第 3 章 ~ 第 5 章 省略</p> <p>附則</p> <p>(納税地)</p> <p>第 4 条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地</p> <p>法人若しくは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (以下県民税について「法人等」という。) にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設 (以下県民税について「寮等」という。) の所在地 (納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を 2 以上有する場合には、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地)</p> <p>利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第 8 項に規定する営業所等 (以下県民税について「営業所等」という。) の所在地</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、愛媛県松山地方局の所在地</u></p> <p>(2)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において住所を有するもの</u></p> <p>(7) <u>法第24条第1項第7号に規定する選択口座(以下県民税について「選択口座」という。)に係る同号に規定する特定口座内保管上場株式等(以下県民税について「特定口座内保管上場株式等」という。)の同号に規定する譲渡(以下県民税の株式等譲渡所得割について「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同号に規定する上場株式等(以下県民税の株式等譲渡所得割について「上場株式等」という。)の同号に規定する信用取引等(以下県民税について「信用取引等」という。)に係る同号に規定する差金決済(以下県民税について「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当</u></p>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p>(2)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて_____</p> <p>_____課する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

新	旧
<p><u>する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において住所を有するもの</u></p> <p>2・3 省略 (県民税の税率)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>県民税の配当割の税率は、100分の5とする。</u></p> <p>7 <u>県民税の株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。</u></p> <p>8 省略 (外国税額控除)</p> <p>第15条 <u>県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の2に規定する外国の所得税等(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、令第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額(同条に規定する金額に限る。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u> (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第16条 <u>県民税の所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u> (県民税の配当割の特別徴収義務者)</p> <p>第17条の5 <u>特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に</u></p>	<p>2・3 省略 (県民税の税率)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第15条及び第16条 削除</p>

新	旧
<p><u>住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（以下県民税について「国外特定配当等」という。）である場合にあっては、その支払を取り扱う者）は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。</u></p> <p><u>（県民税の配当割の特別徴収及び申告納入）</u></p> <p><u>第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定によつて徴収すべき県民税の配当割は、毎月分を取りまとめ、その徴収の日の属する月の翌月10日までに申告納入しなければならない。</u></p> <p><u>（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）</u></p> <p><u>第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の10第2項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。</u></p> <p><u>（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収及び申告納入）</u></p> <p><u>第17条の8 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、同項に規定する当該譲渡の対価等に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>2 前項の規定によつて徴収すべき県民税の株式等譲渡所得割は、毎年分を取りまとめ、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（令第9条の20第1項に規定する場合にあつては、同項各号に定める日）までに申告納入しなければならない。</p> <p>第17条の9 省略 （事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 法第72条第3号に規定する特定信託（以下この款において「特定信託」という。）の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特定信託所得割額</p> <p>(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額</p> <p>2 個人の行う事業に対する事業税は、法第72条の2に規定する個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。</p>	<p>第17条の5 省略 （事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 事業税は、法人の行う事業並びに法第72条に規定する個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として、その法人及び個人に課する。</p>

新	旧										
<p>3 省略 (法人の事業税の税率等) 第18条の2 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" data-bbox="230 722 1093 979"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の4.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の6.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>100分の8.6</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="192 1106 1093 1235"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td>100分の7.5</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5	<p>2 省略 (事業税の税率) 第18条の2 事業税の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 各事業年度の収入金額の100分の1.5</p> <p>(2) 法第72条の12に規定する特定信託(以下この款において「特定信託」という。)の受託者である信託業を行う法人 特別法人 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の7.5 その他の法人 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の11</p> <p>(3) その他の事業を行う法人 特別法人 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</p>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4										
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6										
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6										
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6										
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5										

新		旧					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 50%;">100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>100分の11</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11	<p style="text-align: right;">額及び清算所得の100分の7.5</p> <p>その他の法人 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6</p> <p>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4</p> <p>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の11</p> <p>(4) 第1種事業を行う個人 所得の100分の5</p> <p>(5) 第2種事業を行う個人 所得の100分の4</p> <p>(6) 第3種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得の100分の5</p> <p>(7) 第3種事業のうち法第72条第7項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得の100分の3</p>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11						
<p>2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 50%;">100分の5.6</td> </tr> <tr> <td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td>100分の7.5</td> </tr> </table> <p>(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p>		各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5		
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5						

新	旧						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 204 884 284">各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td data-bbox="884 204 1093 284">100分の5.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 284 884 371">各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td data-bbox="884 284 1093 371">100分の8.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 371 884 459">各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td data-bbox="884 371 1093 459">100分の11</td> </tr> </table>	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4	各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11	
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11						
<p>3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。</p>							
<p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項 _____ の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額</p> <p>_____ とする。</p>	<p>2 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の税率は、前項第2号又は第3号の規定にかかわらず、特別法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11とする。</p>						
<p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本等の金額に100分の0.2を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額</p> <p>エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額</p> <p>イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額</p>							

新	旧
<p>ア <u>各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額</u></p> <p>イ <u>各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額</u></p> <p>(法人の事業税の申告納付の期限)</p> <p><u>第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等若しくは収入割若しくは各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割又は清算所得に係る所得割についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>(個人の事業税の税率等)</u></p>	<p>(事業税の減免)</p> <p><u>第18条の3 知事は、事業税の納税義務がある個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産(法第72条に規定する第1種事業、第2種事業及び第3種事業の用に供する資産を除く。)について損失を受けた場合においては、被害の著しいものに限り、その申請により、損失を受けた日の属する年度の事業税を減免することができる。</u></p> <p>(個人の事業税の納期)</p> <p><u>第18条の4 個人が行う事業に対する事業税の納期は、8月20日から同月31日まで(第1期という。)及び11月20日から同月30日まで(第2期という。)とし、各期において年額の2分の1額を徴収する。</u></p> <p><u>2 個人の事業税額が10,000円未満であるものについては、第1期においてその全額を徴収する。</u></p> <p><u>3 年の中途において事業を廃止した場合における個人の事業に対する事業税の納期は、随時(知事が指定する納期。以下同様とする。)とする。</u></p> <p>(法人の事業税の申告納付の期限)</p> <p><u>第18条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得又は各事業年度の収入金額に係る事業税</u></p> <p><u>_____についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>

新	旧
<p>第18条の4 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第1種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額</p> <p>(2) 第2種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額</p> <p>(3) 第3種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額</p> <p>(4) 第3種事業のうち法第72条の2第9項第4号、第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額</p> <p>（個人の事業税の納期）</p> <p>第18条の5 個人が行う事業に対する事業税の納期は、8月20日から同月31日まで（次項において「第1期」という。）及び11月20日から同月30日までとし、各納期において年額の2分の1に相当する額を徴収する。</p> <p>2 個人の事業税額が1万円未満であるものについては、第1期においてその全額を徴収する。</p> <p>3 年の中途において事業を廃止した場合における個人の事業に対する事業税の納期は、随時（知事が指定する納期をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>（個人の事業税の減免）</p> <p>第18条の5の2 知事は、事業税の納税義務がある個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産（法第72条の2に規定する第1種事業、第2種事業及び第3種事業の用に供する資産を除く。）について損失を受けた場合においては、被害の著しいものに限り、その申請により、損失を受けた日の属する年度の事業税を減免することができる。</p> <p>（不動産取得税の納税義務者等）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（住宅金融公庫、都市基盤整備公団、独立行政法人鉄</p>	<p>（不動産取得税の納税義務者等）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（住宅金融公庫、都市基盤整備公団、日本鉄道建設公</p>

新	旧
<p><u>道建設・運輸施設整備支援機構</u>、地方住宅供給公社若しくは令第36条の2の2第1項に規定する者又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～7 省略</p> <p>8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（<u>独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条</u></p>	<p><u>団</u>、地方住宅供給公社若しくは令第36条の2の2第1項に規定する者又は住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（<u>日本鉄道建設公団</u>が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。</p> <p>3～7 省略</p> <p>8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（<u>緑資源公団が緑資源公団法（昭和31年法律第85号）により行う同法第18条第1項第7号イ</u></p>

新	旧
<p>の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和 49年法律第43号）第19条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>	<p>_____の事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。</p>
<p>9 省略</p>	<p>9 省略</p>
<p>（<u>法人の事業税の徴収猶予の申請</u>） <u>第67条の 2 法第72条の38の 2 第 1 項及び第 6 項の規定により事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、徴収猶予を受けようとする税額及び期間、担保及びその提供方法その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を、法第 72条の25、第72条の26又は第72条の28の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p>	
<p>第67条の 3 ・ 第67条の 4 省略</p>	<p>第67条の 2 ・ 第67条の 3 省略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（個人の県民税の税額控除の特例） 第 5 条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）が、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第 2 号に掲げる額を同号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第 13条及び第14条の規定を適用し</p>	<p>（個人の県民税の税額控除の特例） 第 5 条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）が、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第 2 号に掲げる額を同号に掲げる額と第 3 号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第 13条及び第14条の規定を適用し</p>

新	旧
<p>た場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで及び附則第7条第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の4、第314条の7及び附則第5条第3項の規定に係る市町村の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第5条第1項」とする。</p>	<p>た場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の第13条及び第14条並びに附則第7条__の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の4、第314条の7及び附則第5条第2項の規定に係る市町村の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p>
<p>第6条 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割（第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。<u>この場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第6条第1項」とする。</u></p> <p>2 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の100分の15に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額で4万円を超える場合には、4万円））に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、<u>前条第1項及び次条第1項の規定を適用して計算した場合の所得割（第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未</u></p>	<p>第6条 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割（第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。 _____</p> <p>2 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の100分の15に相当する金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額（当該金額で4万円を超える場合には、4万円））に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）をいう。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第13条<u>及び第14条並びに前条及び次条</u> _____の規定を適用して計算した場合の所得割（第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未</p>

新	旧
<p>満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(2) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の4及び第314条の7並びに附則第3条の3第5項及び第5条第3項の規定に係る市町村の条例の規定を適用して計算した場合の所得割(法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する利益の配当(以下この条において「利益の配当」という。)、剰余金の分配、同項に規定する証券投資信託(以下この条において「証券投資信託」という。)若しくは同項に規定する特定投資信託(以下この条において「特定投資信託」という。)の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第7条第1項」とする。</p>	<p>満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(2) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の4及び第314条の7並びに附則第3条の3第4項及び第5条第2項の規定に係る市町村の条例の規定を適用して計算した場合の所得割(法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する利益の配当(以下この条において「利益の配当」という。))、剰余金の分配、同項に規定する証券投資信託(以下この条において「証券投資信託」という。)若しくは同項に規定する特定投資信託(以下この条において「特定投資信託」という。)の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

新	旧
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)</p> <p>第 7 条の 2 平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度分の個人の県民税に係る第 16 条の規定の適用については、同条中「 100 分の 32 」とあるのは、「 3 分の 1 」とする。</p> <p>(配当割の税率の特例)</p> <p>第 7 条の 3 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、100 分の 3 とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和 57 年度から平成 18 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第 6 条第 1 項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第 12 条から第 15 条まで及び附則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第 12 条から第 15 条まで及び附則第 7 条第 1 項の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第 16 条並びに附則第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定の適用については、第 16 条中「前 3 条」とあるのは「前 3 条及び附則第 8 条第 1 項」と、附則第 5 条第 1 項第 2 号中「附則第 7 条第 1 項」とあるのは「附則第 7 条</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第 8 条 昭和 57 年度から平成 18 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第 6 条第 1 項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第 12 条から第 14 条まで及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第 12 条から第 14 条まで及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における附則第 5 条及び第 6 条の規定の適用については、附則第 5 条第 2 号中「附則第 7 条」とあるのは「附則第 7 条</p>

新	旧
<p>及び第8条第1項」と、附則第6条第2項第1号中「及び次条第1項」とあるのは「、次条第1項及び附則第8条第1項」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「</p>	<p>及び第8条第1項」と、附則第6条第2項第1号中「及び次条____」とあるのは「、次条____及び附則第8条第1項」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p>

新	旧
<p><u>除く。) の額 (当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。) の額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額 (当該合計額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</u></p> <p>3 省略 (長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条 当分の間、<u>県民税の所得割</u>の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 12 条及び第 13 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の課税長期譲渡所得金額 (法附則第 34 条第 1 項から第 3 項までの規定により計算した金額とする。以下この条から附則第 14 条までにおいて同じ。) の 100 分の 2 に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第 15 条、第 16 条及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 12 条第 1 項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第 12 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</u></p> <p>(2) <u>附則第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第 12 条第 1 項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第 1 号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第 2 号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 12 条第 1 項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第 3 号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に係る市町村の条</u></p>	<p>3 省略 (長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条 当分の間、<u>所得割</u>の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 12 条及び第 13 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の課税長期譲渡所得金額 (法附則第 34 条第 1 項から第 3 項までの規定により計算した金額とする。以下この条から附則第 14 条までにおいて同じ。) の 100 分の 2 に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>附則第 5 条</u>の規定の適用については、<u>同条中</u>「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第 12 条第 1 項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>同条第 1 号中</u>「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>同条第 2 号中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 12 条第 1 項の規定による県民税の所得割の額」と、<u>同条第 3 号中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に係る市町村の条</p>

新	旧
<p>例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第7項」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(2) <u>附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>。省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>附則第7条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。</u></p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>附則第5条_____の規定の適用については、同条中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>。省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>附則第7条の規定の適用については、同条中「所得割の額」と</u></p>

新	旧
<p>(株式等譲渡所得割の税率の特例)</p> <p><u>第16条の3 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第13条第7項の規定にかかわらず、100分の3とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><u>第16条の4 省略</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(2) <u>附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p><u>とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><u>第16条の3 省略</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>附則第5条 _____ の規定の適用については、同条中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。</u></p>

新	旧
<p>(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに <u>附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同条第2項第1号中「除く。)の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに <u>附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額</u>」と、同項第2号中「除く。)の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p>	<p>(2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに <u>附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同条第2項第1号中「除く。)の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに <u>附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額</u>」と、同項第2号中「除く。)の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。)の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。</p>
<p>(法人の事業税の税率の特例)</p>	<p>(3) <u>附則第7条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の3第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。</u></p>
<p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第19条 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、<u>第18条の2第1項第1号ウの表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項</u></p>	<p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第19条 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、<u>第18条の2第1項第1号中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同項第2号及び第3号中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100</u></p>

新	旧						
<p>第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」とする。</p>	<p>分の6.6」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、</p> <p>「100分の11」とあるのは「100分の9.6」とする。</p>						
<p>2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、前項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の」とある</p> <table border="1" data-bbox="156 893 1097 1228"> <tr> <td data-bbox="156 893 280 1005">の[「]は</td> <td data-bbox="280 893 996 1005">各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得</td> <td data-bbox="996 893 1097 1005">100分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1005 280 1228">の7.5</td> <td data-bbox="280 1005 996 1228">とあるのは 各事業年度の所得のうち年400万円を超円以下の金額及び清算所得 各事業年度の所得のうち年10億円を超</td> <td></td> </tr> </table>	の [「] は	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分	の7.5	とあるのは 各事業年度の所得のうち年400万円を超円以下の金額及び清算所得 各事業年度の所得のうち年10億円を超		<p>2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る法人の事業税については、前項中「同項第2号及び第3号」とあるのは「同項第2号」と、「100分の9.6」と、同条第2項」とあるのは「100分の9.6」と、同項第3号中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項」と、「100分の6.6」と、「100分の11」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、「100分の11」とする。</p>
の [「] は	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分					
の7.5	とあるのは 各事業年度の所得のうち年400万円を超円以下の金額及び清算所得 各事業年度の所得のうち年10億円を超						

新		旧
え年10億	100分の6.6	と、同項第3号の」と、「同項第2号中
える金額	100分の7.9	
↓		
<p>「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号イ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第19条の4 住宅金融公庫、都市基盤整備公団、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>（自動車税の税率の特例）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車（電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの（次項において「電気自動車等」という。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第43条第1</p>		<p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第19条の4 住宅金融公庫、都市基盤整備公団、<u>日本鉄道建設公団</u>、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p> <p>（自動車税の税率の特例）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車（電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの（次項において「電気自動車等」という。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第43条第1</p>

新	旧
<p>項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。)</u> 平成16年度</p>	<p>項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第1項に規定する自動車で同法第20条第1号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの(次項及び第4項において「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度(次項及び第4項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車と同省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、<u>当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成16年度分の自動車税に限り、</u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第1項に規定する自動車で同法第20条第1号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの(次項及び第4項において「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度(次項及び第4項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車と同省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、<u>当該自動車が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り</u>_____、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>3・4 省略</p>	<p>3・4 省略</p>

る部分

新	旧
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成17年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>同条例第18条の4又は附則第19条に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成17年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2 _____及び附則第19条の規定にかかわらず、<u>これらの条 _____に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年10月18日条例第47号)の一部改正 附則第10項に係る部分

新	旧
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成17年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成17年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課</p>

新	旧
<p>税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 13年総務省令第54号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第 2 項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、<u>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和 25年愛媛県条例第 21号）第 18条の 2、第 18条の 4 及び附則第 19条の規定にかかわらず、同条例第 18条の 4 又は附則第 19条に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 2～4 省略</p>	<p>税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 13年総務省令第54号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第 2 項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、<u>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和 25年愛媛県条例第 21号）第 18条の 2 _____及び附則第 19条の規定にかかわらず、これらの条 _____に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 2～4 省略</p>